

東京都指導農業士認定要領

制定 平成28年8月15日 28産労農振第957号

改正 平成29年3月31日 28産労農振第2293号

改正 令和元年6月26日 31産労農振第707号

第1 趣旨

この要領は、東京都指導農業士認定要綱（平成28年8月22日付28産労農振第955号。以下「要綱」と言う。）第8の規定に基づき東京都指導農業士の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 認定（更新）手続

- 1 東京都指導農業士の認定を受けようとする者は、次の書類各2部を、申請者が住所を有する区市町村農業委員会長（農業委員会がない区町村にあつては区町村長、以下同じ。）に提出するものとする。
 - (1) 東京都指導農業士認定（更新）申請書（様式第1号）
 - (2) 身上調書（様式第2号-1）
 - (3) 経営調書（様式第2号-2）
- 2 農業改良普及センター所長及び島しょ農林水産総合センター振興企画室長は、被推薦者の同意のもと、担い手育成等において指導実績のある農業者を、次の書類各2部を、被推薦者が住所を有する区市町村農業委員会長に提出することにより推薦することができる。
 - (1) 東京都指導農業士認定推薦書（様式第6号）
 - (2) 身上調書（様式第2号-1）
 - (3) 経営調書（様式第2号-2）
- 3 区市町村農業委員会長は、認定要件を満たすと思われる者について、推薦書（様式第3号）を1部添付し、区部及び多摩地域にあつては農業振興事務所長、島しょ地域にあつては各支庁長に提出するものとする。
- 4 農業振興事務所長又は各支庁長は、提出された申請書を取りまとめの上、知事（農林水産部）に提出するものとする。

第3 認定の方法

認定は、知事が認定証を交付することにより行う（認定証は、様式第4号のとおりとする）。

第4 取消しの方法

- 1 要綱第7（1）又は（2）に定める取消しをする場合、以下の手続によるものとする。
 - (1) 東京都指導農業士は、東京都指導農業士辞退届（様式第5号）を管轄の区市町村農業委員会長に提出する。
 - (2) 前項に定める辞退届を受理した区市町村農業委員会長は、区部及び多摩地域にあつては農業振興事務所長、島しょ地域にあつては各支庁長に提出するものとする。
 - (3) 農業振興事務所長又は各支庁長は、提出された辞退届を知事（農林水産部）に提出

するものとする。

- 2 要綱第7（2）に定める取消しで、東京都指導農業士が辞退届を提出することが困難な場合、知事が取消し要件に該当すると認めるときには、認定を取り消すことができる。
- 3 知事は、東京都指導農業士が要綱第7（3）に定める取消しをする場合、推薦者である農業委員会長及び東京都指導農業士認定審査会の意見を聴いた上で認定を取り消すことができる。

附 則（平成28年8月15日28産労農振第957号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28産労農振第2293号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日31産労農振第707号）

この要領は、令和元年6月26日から施行する。